

市税概要

令和7年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

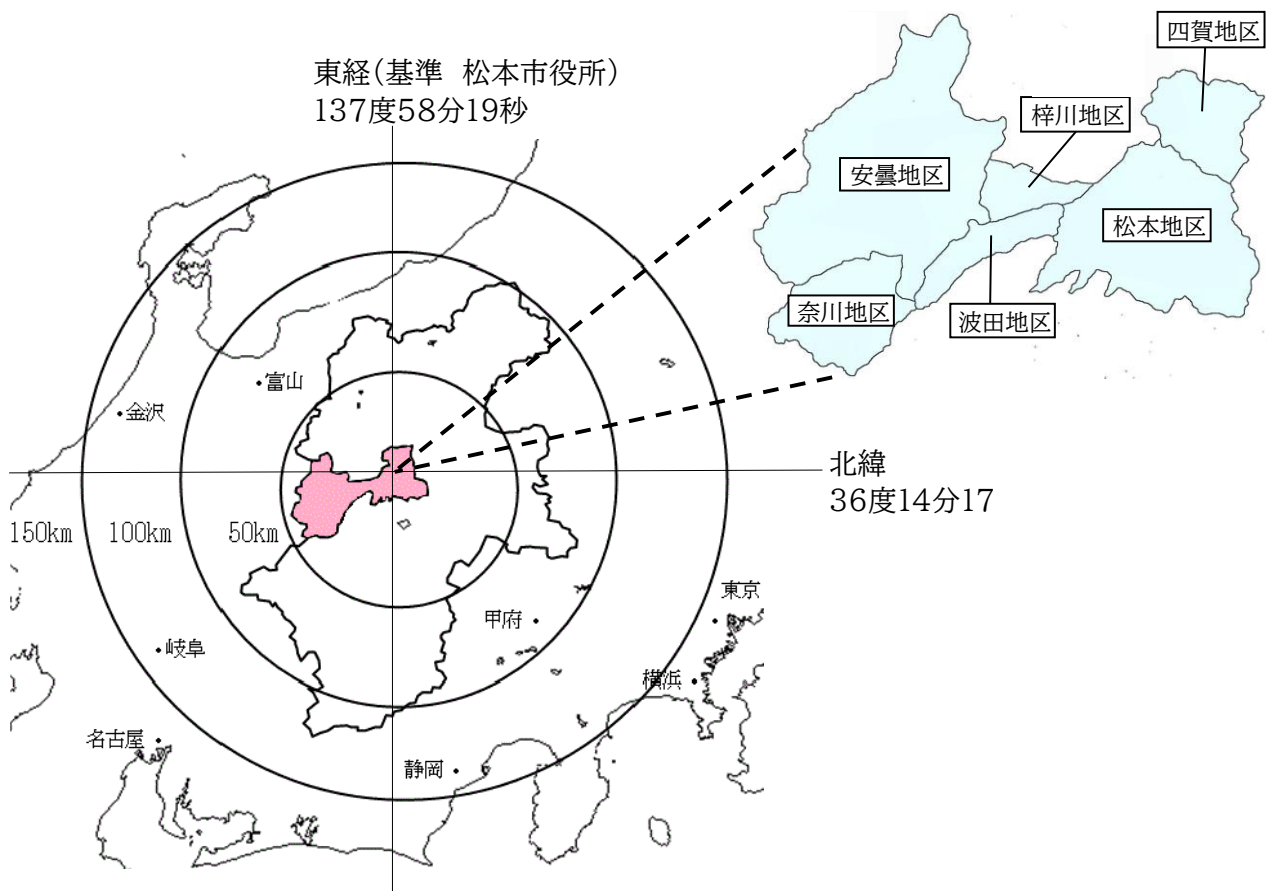
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	235,914人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	7年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	6年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	7年度課税状況調（当初）	14
5	7年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

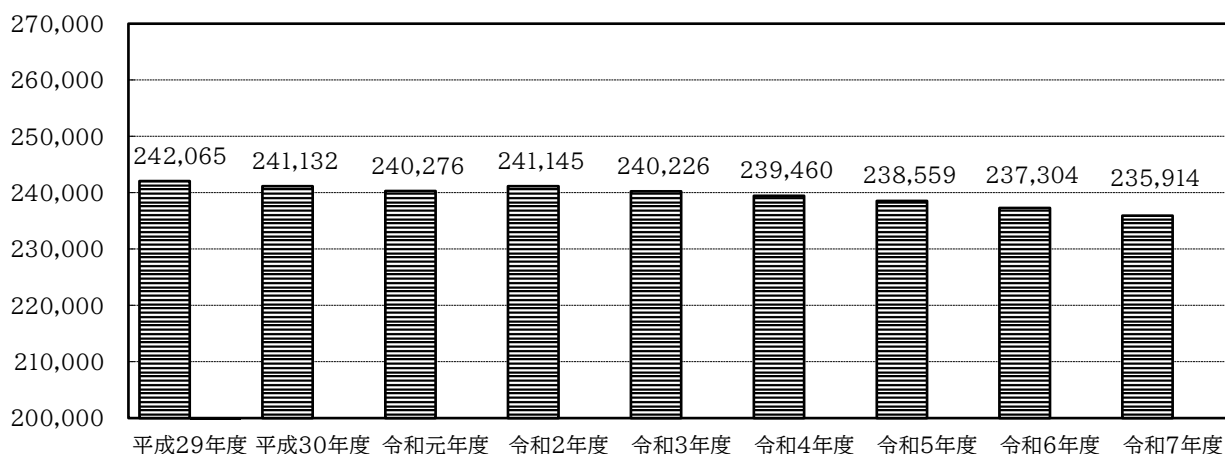
1 人口・世帯の推移

<面積> 978.47km²

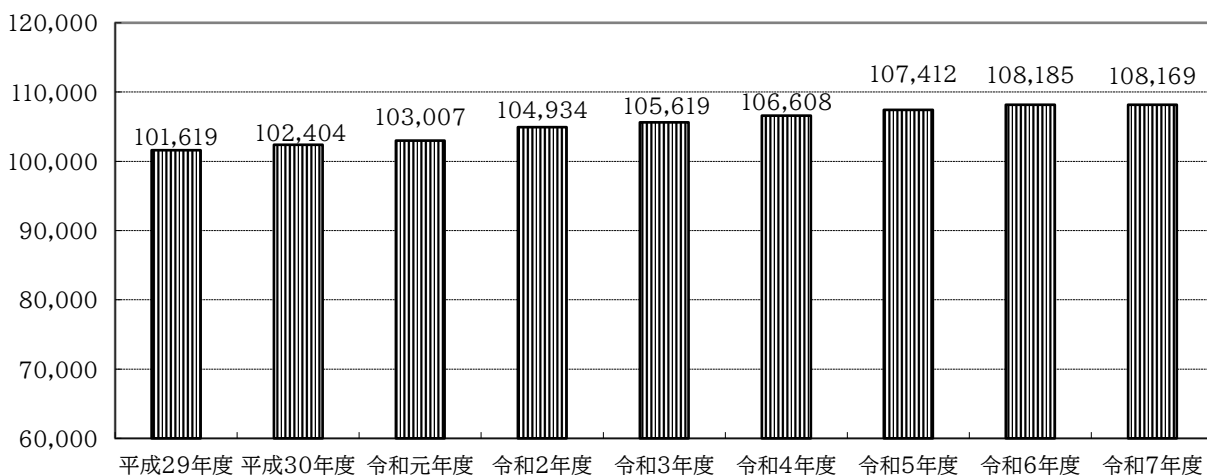
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,934	118,271	122,874	241,145	2.3	246
令和3年度	105,619	117,874	122,352	240,226	2.3	246
令和4年度	106,608	117,537	121,923	239,460	2.2	245
令和5年度	107,412	117,168	121,391	238,559	2.2	244
令和6年度	108,185	116,474	120,830	237,304	2.2	243
令和7年度	108,169	115,750	120,164	235,914	2.2	241

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」（各年度10月1日現在、令和7年度は4月1日）

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和7年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	110,360,000	100.00%	合 計	110,360,000	100.00%
1 市 税	39,049,000	35.38%	1 議 会 費	457,540	0.41%
2 地 方 譲 与 税	998,930	0.91%	2 総 務 費	14,719,490	13.34%
3 利 子 割 交 付 金	15,000	0.01%	3 民 生 費	42,238,320	38.27%
4 配 当 割 交 付 金	217,000	0.20%	4 衛 生 費	7,714,360	6.99%
5 株式等譲渡所得割交付金	205,000	0.19%	5 労 働 費	136,630	0.12%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	720,000	0.65%	6 農 林 水 産 業 費	3,411,650	3.09%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,980,000	6.32%	7 商 工 費	6,356,820	5.76%
8 ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.03%	8 土 木 費	9,567,080	8.67%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	89,000	0.08%	9 消 防 費	2,962,300	2.68%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,800	0.03%	10 教 育 費	12,423,560	11.26%
11 地 方 特 例 交 付 金	219,800	0.20%	11 災 害 復 旧 費	0	0.00%
12 地 方 交 付 税	16,025,000	14.52%	12 公 債 費	8,477,850	7.68%
13 交通安全対策特別交付金	34,000	0.03%	13 諸 支 出 金	1,744,400	1.58%
14 分担金及び負担金	402,440	0.36%	14 予 備 費	150,000	0.14%
15 使用料及び手数料	1,810,410	1.64%			
16 国 庫 支 出 金	16,028,250	14.52%			
17 県 支 出 金	7,364,430	6.67%			
18 財 産 収 入	657,550	0.60%			
19 寄 附 金	535,340	0.49%			
20 繰 入 金	4,880,590	4.42%			
21 繰 越 金	600,000	0.54%			
22 諸 収 入	6,934,460	6.28%			
23 市 債	6,527,000	5.91%			

(2) 令和6年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	116,331,388	100.00%	合 計	113,406,567	100.00%
1 市 税	38,157,576	32.80%	1 議 会 費	450,699	0.40%
2 地 方 譲 与 税	953,299	0.82%	2 総 務 費	20,958,101	18.48%
3 利 子 割 交 付 金	15,531	0.01%	3 民 生 費	39,387,273	34.73%
4 配 当 割 交 付 金	279,282	0.24%	4 衛 生 費	7,141,151	6.30%
5 株式等譲渡所得割交付金	372,044	0.32%	5 労 働 費	130,974	0.11%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	686,125	0.59%	6 農 林 水 産 業 費	2,455,560	2.16%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,565,083	5.64%	7 商 工 費	6,993,248	6.17%
8 ゴルフ場利用税交付金	30,457	0.03%	8 土 木 費	8,973,913	7.91%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	96,040	0.08%	9 消 防 費	2,696,085	2.38%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	36,091	0.03%	10 教 育 費	13,117,270	11.57%
11 地 方 特 例 交 付 金	1,309,421	1.13%	11 災 害 復 旧 費	72,897	0.06%
12 地 方 交 付 税	17,697,175	15.21%	12 公 債 費	8,559,978	7.55%
13 交通安全対策特別交付金	34,631	0.03%	13 諸 支 出 金	2,469,419	2.18%
14 分担金及び負担金	511,641	0.44%	14 予 備 費	0	0.00%
15 使用料及び手数料	1,591,623	1.37%			
16 国 庫 支 出 金	17,224,536	14.81%			
17 県 支 出 金	6,411,516	5.51%			
18 財 産 収 入	632,535	0.54%			
19 寄 附 金	597,918	0.52%			
20 繰 入 金	5,003,357	4.30%			
21 繰 越 金	3,629,918	3.12%			
22 諸 収 入	7,571,988	6.51%			
23 市 債	6,923,600	5.95%			

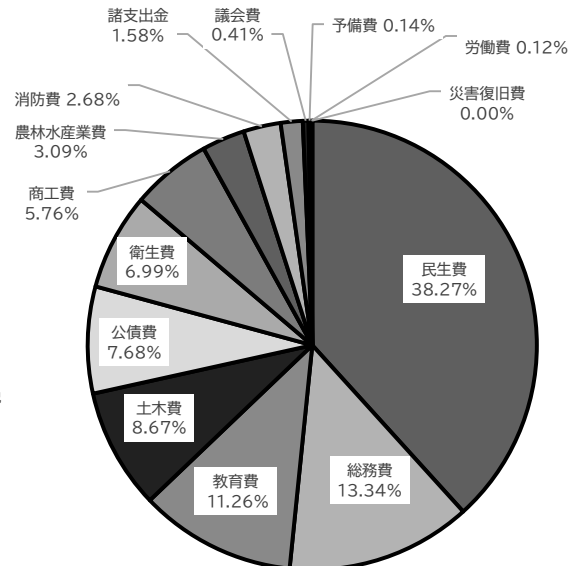
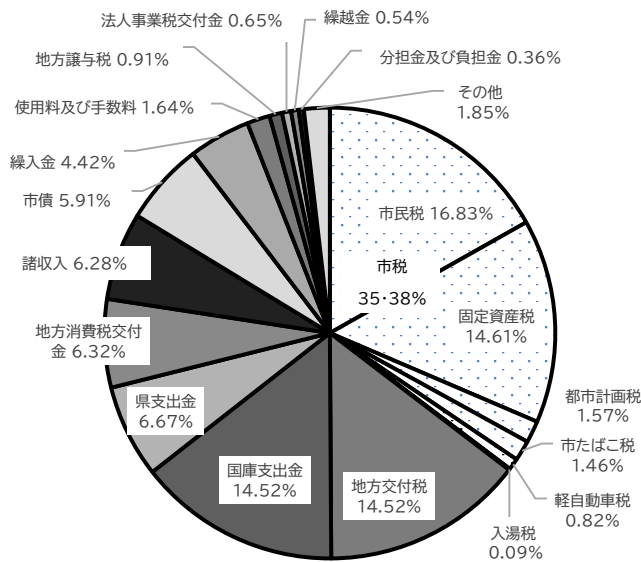
※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

令和7年度一般会計当初予算

歳入 110,360,000千円

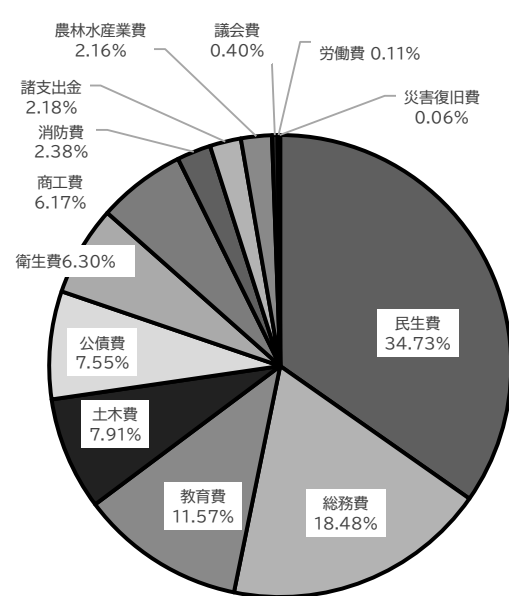
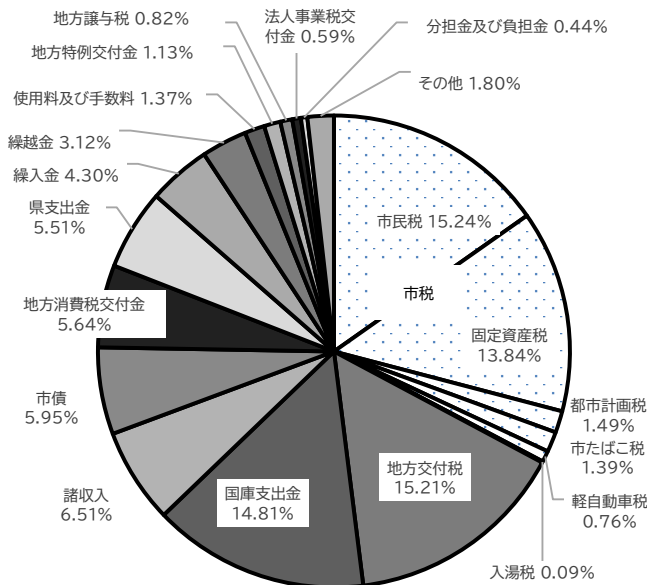
歳出 110,360,000千円



令和6年度一般会計決算額

歳入 116,331,388千円

歳出 113,406,567千円



3 税務機構と事務分掌

(令和7年4月1日現在)

区分		係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌
財 政 部	市民税課		1								1	
		庶務担当		(1) 2	2		1	1		1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(2) 4	2		4	6	3	3	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	4	0	5	7	3	4	30	
	資産税課		1								1	
		庶務担当		(1) 1			3	1		2	7	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		(1) 1	1		2	3	1		8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(4) 4			4	3	1	6	18	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	6	1	0	9	7	2	8	34	
	納税課		1								1	
		庶務担当		(1) 3			2	2	1	3	11	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(2) 6	5		7	9	3	6	36	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	9	5	0	9	11	4	9	48	

健康福祉部	保険課		1								1	
		保険税担当		(2) 4	2		1	2	1	7	17	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査
		計	1	4	2	0	1	2	1	7	18	

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 7年度市税の当初予算

区 分			令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	令和6年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B
合 計			千円 39,049,000	千円 37,046,400	千円 38,041,400	% 5.4
1	市 民 税		18,571,000	16,753,000	17,617,000	10.9
	(1) 個 人	現年課税分	15,099,000	13,521,000	13,932,000	11.7
		滞納繰越分	54,000	58,000	58,000	△ 6.9
	(2) 法 人	現年課税分	3,408,000	3,166,000	3,619,000	7.6
		滞納繰越分	10,000	8,000	8,000	25.0
2	固 定 資 産 税		16,123,000	15,977,400	16,076,400	0.9
	(1) 純固定資産税	現年課税分	15,941,000	15,781,000	15,880,000	1.0
		滞納繰越分	38,000	51,000	51,000	△ 25.5
	(2) 交 付 金		144,000	145,400	145,400	△ 1.0
3	軽 自 動 車 税		903,000	867,000	878,000	4.2
	(1) 種別割	現年課税分	833,000	807,000	807,000	3.2
		滞納繰越分	4,000	5,000	5,000	△ 20.0
	(2) 環境性能割		66,000	55,000	66,000	20.0
4	市 た ば こ 税		1,615,000	1,644,000	1,644,000	△ 1.8
5	入 湯 税		100,000	100,000	100,000	0.0
		現年課税分	100,000	100,000	100,000	0.0
		滞納繰越分	0	0	0	—
6	都 市 計 画 税		1,737,000	1,705,000	1,726,000	1.9
		現年課税分	1,733,000	1,700,000	1,721,000	1.9
		滞納繰越分	4,000	5,000	5,000	△ 20.0
国 民 健 康 保 険 税			4,542,150	4,494,220	4,507,980	1.1
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	2,906,000	2,892,740	2,873,510	0.5
		滞納繰越分	117,160	122,650	126,200	△ 4.5
	(イ)退職分	現年課税分	0	10	10	△ 100.0
		滞納繰越分	10	10	10	0.0
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,095,930	1,059,940	1,080,080	3.4
		滞納繰越分	43,620	44,230	46,060	△ 1.4
	(イ)退職分	現年課税分	0	10	10	△ 100.0
		滞納繰越分	10	10	10	0.0
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	358,400	354,410	359,750	1.1
		滞納繰越分	21,010	20,190	22,320	4.1
	(イ)退職分	現年課税分	0	10	10	△ 100.0
		滞納繰越分	10	10	10	0.0

2 税目別決算額比較表

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

科 目	令 和 3 年 度					令 和 4 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調 定 額	伸 率	収 入 額	伸 率	収納率	調 定 額	伸 率	収 入 額	伸 率	収納率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	36,903,074	△ 1.3	36,299,407	△ 0.8	98.36	38,028,700	3.1	37,521,099	3.4	98.67
現年課税分	36,143,454	△ 1.4	35,945,079	△ 1.0	99.45	37,527,914	3.8	37,338,194	3.9	99.49
滞納繰越分	759,620	6.9	354,328	34.1	46.65	500,786	△ 34.1	182,905	△ 48.4	36.52
1 市 民 税	17,622,756	△ 0.1	17,272,176	0.0	98.01	17,789,591	0.9	17,509,995	1.4	98.43
現年課税分	17,258,859	0.0	17,144,336	0.0	99.34	17,515,123	1.5	17,414,973	1.6	99.43
滞納繰越分	363,897	△ 6.4	127,840	△ 5.5	35.13	274,468	△ 24.6	95,022	△ 25.7	34.62
2 固定資産税	15,247,780	△ 3.3	15,039,824	△ 2.4	98.64	15,973,843	4.8	15,787,777	5.0	98.82
現年課税分	14,911,074	△ 3.8	14,841,738	△ 3.0	99.54	15,789,111	5.9	15,714,370	5.9	99.52
滞納繰越分	336,706	26.2	198,086	82.6	58.83	184,732	△ 45.1	73,407	△ 62.9	39.74
3 軽自動車税	796,124	2.6	773,884	3.0	97.21	846,702	6.4	825,515	6.7	97.50
現年課税分	774,172	3.2	767,367	3.2	99.12	825,773	6.7	819,372	6.8	99.22
滞納繰越分	21,952	△ 12.7	6,517	△ 21.5	29.69	20,929	△ 4.7	6,143	△ 5.7	29.35
4 市たばこ税	1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00
現年課税分	1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 入 湯 税	58,085	17.5	57,698	17.7	99.33	90,611	56.0	90,269	56.5	99.62
現年課税分	57,639	17.8	57,531	18.4	99.81	90,224	56.5	89,882	56.2	99.62
滞納繰越分	446	△ 16.0	167	△ 60.7	37.44	387	△ 13.2	387	131.7	100.06
6 都市計画税	1,655,651	△ 2.6	1,633,147	△ 1.7	98.64	1,713,589	3.5	1,693,179	3.7	98.81
現年課税分	1,619,032	△ 3.1	1,611,429	△ 2.3	99.53	1,693,319	4.6	1,685,233	4.6	99.52
滞納繰越分	36,619	26.5	21,718	84.1	59.31	20,270	△ 44.6	7,946	△ 63.4	39.20
国民健康保険税	6,223,286	△ 4.1	4,992,225	△ 1.9	80.22	5,693,293	△ 8.5	4,569,487	△ 8.5	80.26
現年課税分	5,061,582	△ 1.7	4,758,144	△ 1.5	94.01	4,625,163	△ 8.6	4,348,052	△ 8.6	94.01
滞納繰越分	1,161,704	△ 13.6	234,081	△ 9.5	20.15	1,068,130	△ 8.1	221,435	△ 5.4	20.73

令和5年度					令和6年度				
決算額					決算額				
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
38,820,596	2.1	38,317,551	2.1	98.70	38,630,640	△ 0.5	38,157,576	△ 0.4	98.78
38,359,965	2.2	38,142,179	2.2	99.43	38,178,079	△ 0.5	37,964,567	△ 0.5	99.44
460,631	△ 8.0	175,372	△ 4.1	38.07	452,561	△ 1.8	193,009	10.1	42.65
18,149,952	2.0	17,870,854	2.1	98.46	17,991,339	△ 0.9	17,727,453	△ 0.8	98.53
17,899,742	2.2	17,780,350	2.1	99.33	17,742,083	△ 0.9	17,620,804	△ 0.9	99.32
250,210	△ 8.8	90,504	△ 4.8	36.17	249,256	△ 0.4	106,649	17.8	42.79
16,327,478	2.2	16,143,805	2.3	98.87	16,275,603	△ 0.3	16,103,740	△ 0.2	98.93
16,156,077	2.3	16,072,608	2.3	99.48	16,108,552	△ 0.3	16,030,515	△ 0.3	99.51
171,401	△ 7.2	71,197	△ 3.0	41.54	167,051	△ 2.5	73,225	2.8	43.83
869,901	2.7	849,540	2.9	97.66	899,064	3.4	880,380	3.6	97.92
849,915	2.9	844,011	3.0	99.31	880,861	3.6	875,267	3.7	99.36
19,986	△ 4.5	5,529	△ 10.0	27.66	18,203	△ 8.9	5,113	△ 7.5	28.09
1,632,615	1.1	1,632,615	1.1	100.00	1,616,381	△ 1.0	1,616,381	△ 1.0	100.00
1,632,615	1.1	1,632,615	1.1	100.00	1,616,381	△ 1.0	1,616,381	△ 1.0	100.00
0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
98,614	8.8	98,572	9.2	99.96	99,338	0.7	99,207	0.6	99.87
98,136	8.8	98,094	9.1	99.96	99,267	1.2	99,136	1.1	99.87
478	23.5	478	23.5	100.00	71	△ 85.1	71	△ 85.1	100.00
1,742,036	1.7	1,722,165	1.7	98.86	1,748,915	0.4	1,730,415	0.5	98.94
1,723,480	1.8	1,714,501	1.7	99.48	1,730,935	0.4	1,722,464	0.5	99.51
18,556	△ 8.5	7,664	△ 3.5	41.30	17,980	△ 3.1	7,951	3.7	44.22
5,519,640	△ 3.1	4,529,327	△ 0.9	82.06	5,440,734	△ 1.4	4,574,397	1.0	84.08
4,597,732	△ 0.6	4,323,329	△ 0.6	94.03	4,572,940	△ 0.5	4,334,133	0.2	94.78
921,908	△ 13.7	205,998	△ 7.0	22.34	867,794	△ 5.9	240,264	16.6	27.69

3 6年度市税の収納実績

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 38,178,079	千円 452,561	千円 38,630,640	千円 37,964,567
普 通 税	計	36,347,877	434,510	36,782,387	36,142,967
	1 市 民 税	17,742,083	249,256	17,991,339	17,620,804
	(1) 個 人 均 等 割	380,706	6,311	387,017	377,431
	(2) 個 人 所 得 割	13,653,694	226,558	13,880,252	13,549,895
	(上記のうち退職所得分)	173,817		173,817	173,817
	(3) 法 人 均 等 割	977,450	4,320	981,770	973,601
	(4) 法 人 税 割	2,730,233	12,067	2,742,300	2,719,877
	2 固 定 資 産 税	16,108,552	167,051	16,275,603	16,030,515
	(1) 純 固 定 資 産 税	15,963,095	167,051	16,130,146	15,885,058
	ア 土 地	5,513,173	57,694	5,570,867	5,486,699
	イ 家 屋	7,556,164	79,074	7,635,238	7,518,398
	ウ 償 却 資 産	2,893,758	30,283	2,924,041	2,879,961
	(2) 交 付 金	145,457		145,457	145,457
	3 軽 自 動 車 税	880,861	18,203	899,064	875,267
	(1) 種 別 割	814,344	18,203	832,547	808,750
	(2) 環 境 性 能 割	66,517	—	66,517	66,517
	4 市 た ば こ 税	1,616,381	—	1,616,381	1,616,381
目 的 税	計	1,830,202	18,051	1,848,253	1,821,600
	1 入 湯 税	99,267	71	99,338	99,136
	2 都 市 計 画 税	1,730,935	17,980	1,748,915	1,722,464
	(1) 土 地	870,784	9,045	879,829	866,572
	(2) 家 屋	860,151	8,935	869,086	855,892
国民健康保険税		4,572,940	867,793	5,440,733	4,334,133

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前 年 度
千円	千円	%	%	%	%
193,009	38,157,576	99.44	42.65	98.78	98.70
184,987	36,327,954	99.44	42.57	98.76	98.69
106,649	17,727,453	99.32	42.79	98.53	98.46
2,748	380,179	99.14	43.54	98.23	98.33
98,666	13,648,561	99.24	43.55	98.33	98.29
	173,817	100.00	—	100.00	96.14
1,380	974,981	99.62	31.95	99.32	99.28
3,855	2,723,732	99.62	31.95	99.32	99.27
73,225	16,103,740	99.52	43.83	98.94	98.87
73,225	15,958,283	99.51	43.83	98.93	98.87
25,292	5,511,991	99.52	43.84	98.94	98.86
34,657	7,553,055	99.50	43.83	98.92	98.87
13,276	2,893,237	99.52	43.84	98.95	98.87
	145,457	100.00	—	100.00	100.00
5,113	880,380	99.36	28.09	97.92	97.66
5,113	813,863	99.31	28.09	97.76	97.49
—	66,517	100.00	0.00	100.00	100.00
—	1,616,381	100.00	—	100.00	100.00
8,022	1,829,622	99.53	44.44	98.99	98.92
71	99,207	99.87	100.00	99.87	99.96
7,951	1,730,415	99.51	44.22	98.94	98.86
4,000	870,572	99.52	44.22	98.95	98.85
3,951	859,843	99.50	44.22	98.94	98.87
240,263	4,574,396	94.78	27.69	84.08	82.34

4 市税負担状況調

区 分		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 157,274	% 4.2	円 161,642	% 2.8	円 161,830	% 0.1
	市 民 税 個 人	59,177	2.0	61,986	4.7	59,489	△ 4.0
	純 固 定 資 産 税	65,555	6.3	67,469	2.9	67,665	0.3
	そ の 他 の 税	32,542	4.3	32,187	△ 1.1	34,676	7.7
一世帯当たり	市 税 総 額	351,401	3.3	356,545	1.5	352,948	△ 1.0
	市 民 税 個 人	132,221	1.1	136,727	3.4	129,745	△ 5.1
	純 固 定 資 産 税	146,472	5.4	148,821	1.6	147,576	△ 0.8
	そ の 他 の 税	72,708	3.4	70,997	△ 2.4	75,627	6.5

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	納 税 義 務 者 数	123,257	125,108	126,980
	均 等 割 の み	8,642	15,793	8,542
	均等割・所得割合算	114,615	109,315	118,438
特 別	給 与	84,422	85,570	86,209
	均 等 割 の み	2,216	4,834	2,043
	均等割・所得割合算	82,206	80,736	84,166
徴 収	年 金	19,583	20,240	21,572
	均 等 割 の み	3,473	5,463	3,349
	均等割・所得割合算	16,110	14,777	18,223
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	19,252	19,298	19,199
	均 等 割 の み	2,953	5,496	3,150
	均等割・所得割合算	16,299	13,802	16,049
特 別 徴 収 義 務 者		給 与	10,346	10,584
		年 金	7	7

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納 税 義 務 者 数	123,306	125,146	127,031
均 等 割 の み	8,684	15,831	8,598
均等割・所得割合算	114,622	109,315	118,433

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 261,579,574	千円 231,031,389	千円 285,040,580
	所 得 割	14,133,870	13,485,816	15,218,117
	均 等 割	431,563	375,462	381,090
	計	14,565,433	13,861,278	15,599,207
特別徴収	所 得 割	11,597,417	11,133,887	12,453,089
	均 等 割	341,523	298,807	302,169
	計	11,938,940	11,432,694	12,755,258
普通徴収	所 得 割	2,536,453	2,351,929	2,765,028
	均 等 割	90,040	76,655	78,921
	計	2,626,493	2,428,584	2,843,949

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 261,579,574	千円 231,031,389	千円 285,040,580
	所 得 割	9,419,983	8,987,671	10,142,343
	均 等 割	246,607	187,744	190,538
	計	9,666,590	9,175,415	10,332,881
特別徴収	所 得 割	7,729,700	7,420,600	8,299,800
	均 等 割	195,151	149,408	151,075
	計	7,924,851	7,570,008	8,450,875
普通徴収	所 得 割	1,690,283	1,567,071	1,842,543
	均 等 割	51,456	38,336	39,463
	計	1,741,739	1,605,407	1,882,006

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分 \ 年 度	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	93,316 ^人	81.4 [%]	90,271 ^人	82.6 [%]	95,182 ^人	80.4 [%]
営 業 等 所 得 者	4,137	3.6	3,777	3.5	4,295	3.6
農 業 所 得 者	534	0.5	571	0.5	676	0.6
そ の 他 の 所 得 者	15,305	13.4	13,195	12.1	16,480	13.9
譲渡所得等の所得者	1,323	1.2	1,501	1.4	1,805	1.5
合 計	114,615	100.0	109,315	100.0	118,438	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分 \ 年 度	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	11,734,732 ^{千円}	83.1 [%]	11,208,020 ^{千円}	83.2 [%]	12,451,870 ^{千円}	81.9 [%]
営 業 等 所 得 者	668,239	4.7	657,777	4.9	711,258	4.7
農 業 所 得 者	68,842	0.5	87,163	0.6	119,949	0.8
そ の 他 の 所 得 者	961,663	6.8	878,635	6.5	1,059,669	7.0
譲渡所得等の所得者	683,543	4.8	643,000	4.8	855,740	5.6
合 計	14,117,019	100.0	13,474,595	100.0	15,198,486	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 7年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者	
	人 員	均 等 割 額
給 与 所 得 者	3,832	11,496
営 業 等 所 得 者	682	2,046
農 業 所 得 者	75	225
その他の所得者	3,953	11,859
家屋敷等のみ		
合 計	8,542	25,626
令 和 6 年 度	15,793	47,379

備考 7月1日現在の現年課税分

5 7年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

分課税標準段階	納 税 義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係 る雑所得	上場株式 等に係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲 渡 所 得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	4,180	2,977,718	29,113	6,133	1,923,933	3,502	177,874	5,118,273
10万円超～100万円以下	35,143	50,861,453	3,183	15,802	796,751	1,005	130,905	51,809,099
100万円超～200万円以下	32,812	85,000,048	24,656	50,953	664,109	6,223	421,543	86,167,532
200万円超～300万円以下	20,817	80,534,105	10,129	25,546	609,762	1,279	202,040	81,382,861
300万円超～400万円以下	11,132	57,395,885	92,436	29,244	718,400	2,842	195,417	58,434,224
400万円超～550万円以下	7,298	47,688,811	4,677	26,825	418,930	7,399	244,554	48,391,196
550万円超～700万円以下	2,496	20,569,346	4,206	9,763	329,588	10,217	465,164	21,388,284
700万円超～1,000万円以下	2,169	22,567,273	96,278	22,937	354,792	2,545	207,891	23,251,716
1,000万円を超える金額	2,391	48,930,020	26,663	402,713	259,665	2,246	8,096,183	57,717,490
合 計	118,438	416,524,659	291,341	589,916	6,075,930	37,258	10,141,571	433,660,675

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
95,977	287,931	12,730,014	99,809	13,029,441
4,345	13,035	740,992	5,027	756,073
680	2,040	121,182	755	123,447
17,436	52,308	1,606,330	21,389	1,670,497
			0	0
118,438	355,314	15,198,518	126,980	15,579,458
109,315	327,945	13,474,677	125,108	13,850,001

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分 \ 年 度		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
資 本 金 等 の 額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,564	5,604	5,716	5,734
1千万円以下	50人超	53	59	58	56
1千万円超1億円以下	50人以下	1,211	1,210	1,195	1,189
1千万円超1億円以下	50人超	106	109	108	113
1億円超10億円以下	50人以下	451	452	437	438
1億円超10億円以下	50人超	56	57	57	59
10億円超	50人以下	574	572	575	576
10億円超50億円以下	50人超	22	23	21	21
50億円超	50人超	52	53	50	52
合 計		8,089	8,139	8,217	8,238
伸 率		0.3 %	0.6 %	1.0 %	0.3 %

備考 1 区分は地方税法第312条で定める区分

2 各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)

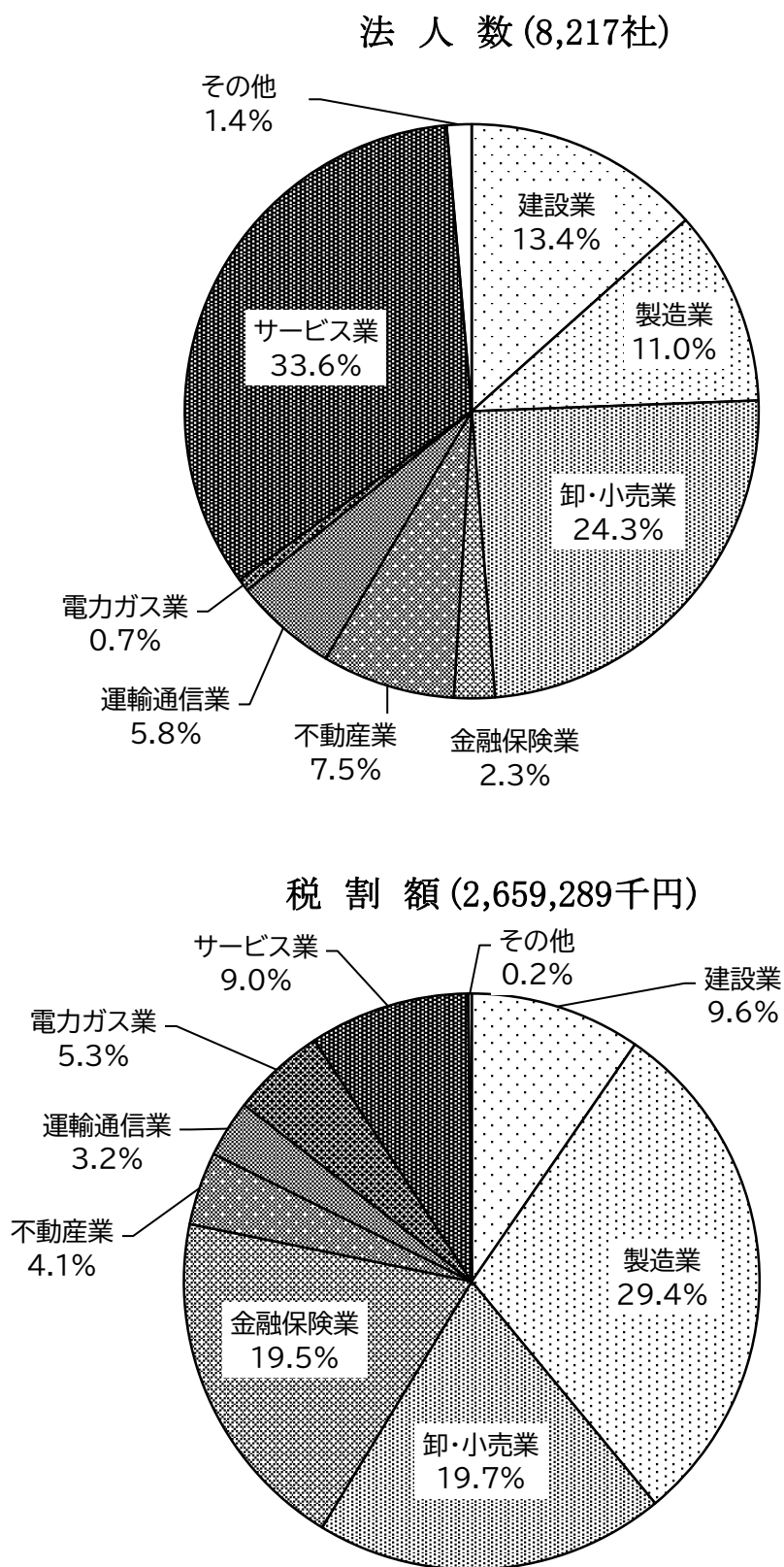
3 7年度は6月末現在の数値

(2) 年度別調定額

区 分		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
現 年 度 分		千円	千円	千円	千円
	税 割	2,342,542	2,369,978	2,182,190	2,659,289
	均 等 割	937,467	946,613	935,102	960,278
	計	3,280,009	3,316,591	3,117,292	3,619,567
過 年 度 分	税 割	54,537	57,589	49,999	70,944
	均 等 割	20,585	20,441	22,317	17,172
	計	75,122	78,030	72,316	88,116
合 計	税 割	2,397,079	2,427,567	2,232,189	2,730,233
	均 等 割	958,052	967,054	957,419	977,450
	計	3,355,131	3,394,621	3,189,608	3,707,683
	伸 率	7.2 %	1.2 %	△ 6.0 %	16.2 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和6年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
25	14.7 2,955,809	159.1 72,830	13.1 2,882,979	6.8 2,614	△ 0.9 3,076	△ 33.5 401	24.5 174,705
26	13.8 3,364,056	△ 11.8 64,233	14.5 3,299,823	△ 15.1 2,220	△ 12.8 2,681	270.6 1,486	22.7 214,316
27	△ 10.9 2,996,672	14.8 73,761	△ 11.4 2,922,911	43.4 3,184	△ 14.9 2,282	△ 43.2 844	△ 0.2 213,829
28	△ 9.1 2,723,287	△ 2.3 72,036	△ 9.3 2,651,251	13.9 3,625	24.9 2,850	40.3 1,184	△ 2.0 209,482
29	14.1 3,106,039	△ 23.3 55,275	15.1 3,050,764	△ 42.2 2,094	8.1 3,082	135.7 2,791	20.5 252,352
30	△ 3.9 2,983,402	23.6 68,310	△ 4.4 2,915,092	41.6 2,965	△ 72.3 854	△ 53.2 1,305	△ 12.1 221,853
元	3.4 3,086,059	3.4 70,641	3.4 3,015,418	160.5 7,725	150.5 2,139	72.4 2,250	14.2 253,433
2	△ 29.8 2,167,944	6.9 75,548	△ 30.6 2,092,396	△ 63.9 2,785	△ 31.4 1,468	△ 90.1 223	△ 11.1 225,353
3	10.6 2,397,079	△ 27.8 54,537	12.0 2,342,542	40.2 3,904	△ 23.6 1,121	593.3 1,546	△ 2.6 219,504
4	12.0 2,427,567	△ 23.8 57,589	13.3 2,369,978	△ 31.0 2,692	13.5 1,272	△ 47.0 820	△ 12.3 192,489
5	△ 6.9 2,232,189	△ 8.3 49,998	△ 6.8 2,182,191	△ 23.2 2,999	86.8 2,094	△ 16.2 1,295	△ 10.8 195,769
6	12.5 2,730,233	23.2 70,944	12.2 2,659,289	56.9 4,223	27.1 1,617	△ 45.0 451	33.1 256,145

上段 前年対比伸率 %

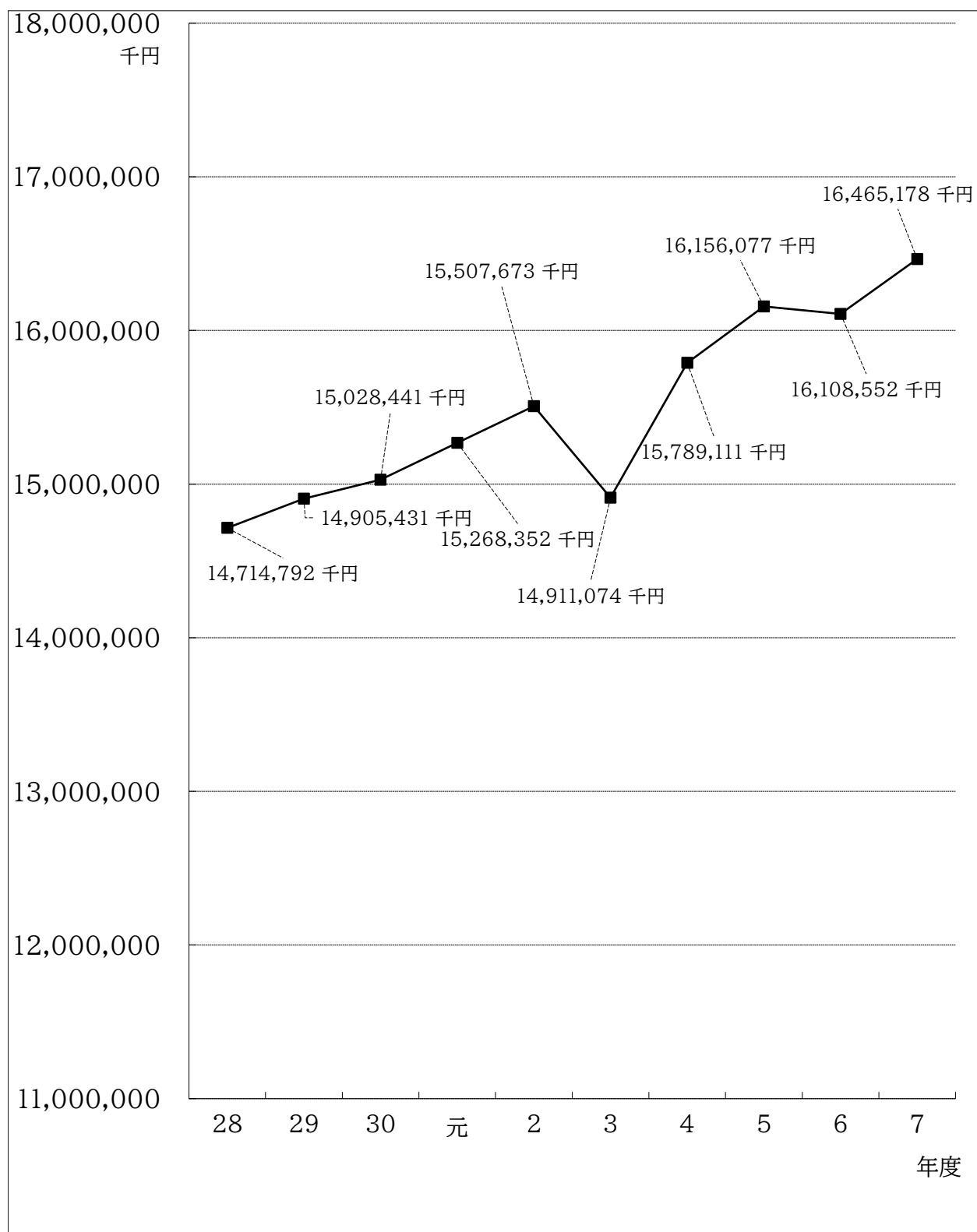
下段 決 算 額 千 円

製 造 業	卸 小 売 業	金 融 業	不 動 産 業	運 輸 通 信 業	電 力 ガ ス 業	サ ー ビ ス 業
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181
33.0	2.8	17.3	△ 14.2	△ 31.6	204.7	△ 13.4
690,638	434,815	482,895	87,165	81,244	125,674	214,036
△ 1.0	11.7	13.3	△ 0.7	13.6	△ 72.4	13.1
683,954	485,734	547,327	86,573	92,319	34,671	242,127
3.9	12.1	△ 33.3	△ 11.4	17.7	△ 53.0	3.2
717,653	487,550	322,051	77,257	95,612	59,037	220,874
14.2	8.0	△ 5.4	25.8	△ 7.1	306.6	△ 1.8
781,293	524,624	517,586	108,897	85,719	140,960	237,774

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



(注) 1 7年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
課税標準額	土 地	399,039,232千円	399,097,990千円	401,053,121千円	402,389,310千円
	家 屋	539,833,649	551,561,157	549,669,588	562,951,721
	償 却 資 産	199,654,960	213,719,784	210,505,085	220,303,590
	計	1,138,527,841	1,164,378,931	1,161,227,794	1,185,644,621
税 額		15,642,448	16,011,310	15,963,095	16,320,503
納 税 義 務 者		94,406人	94,680人	94,662人	94,113人

(注) 1 7年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
算 定 標 準 額		10,475,976千円	10,340,529千円	10,389,850千円	10,333,969千円
税 額		146,663	144,767	145,457	144,675
納 税 義 務 者		15人	15人	15人	15人

(3) 固定資産税合計

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
課 税 標 準 額		1,149,003,817千円	1,174,719,460千円	1,171,617,644千円	1,195,978,590千円
税 額		15,789,111	16,156,077	16,108,552	16,465,178

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積	5	202,525	47,995	26,800	40,512
(千㎡)	6	202,535	47,805	26,329	40,606
	7	202,439	47,705	26,107	40,790
評 価 額	5	(399,349,553) 1,060,285,952	(12,547,741) 25,818,485	(8,595,702) 28,205,775	(331,610,521) 937,973,687
()内は 課税標準額	6	(401,357,636) 1,077,966,086	(12,411,093) 24,808,469	(8,526,865) 27,643,840	(333,792,501) 955,974,828
(千円)	7	(402,487,328) 1,079,148,227	(12,165,543) 23,767,079	(8,525,063) 26,964,303	(335,997,466) 960,450,921
筆 数	5	377,349	39,415	37,036	236,412
(筆)	6	378,405	39,074	36,098	237,666
	7	379,793	38,916	35,677	239,336
提示平均価額	5		141	50	23,403
	6		141	50	23,366
(円/㎡)	7		141	50	23,366
平均価格	5	4,936	141 (169)	50 (83)	23,015 (197,090)
()内は 最高価格	6	5,018	141 (169)	51 (83)	23,400 (196,990)
(円/㎡)	7	5,024	141 (169)	51 (83)	23,403 (196,990)

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
3 各年度とも概要調書の数値

鉾 泉 地	池 沼	山 林	原 野	雑 種 地
0.588	3,720	69,094	8,848	5,555
0.588	3,720	69,477	9,005	5,592
0.588	3,721	69,537	9,034	5,544
(66,901) 66,901	(107,089) 126,654	(1,542,873) 1,614,666	(337,915) 396,620	(44,540,811) 66,083,164
(66,901) 66,901	(102,783) 117,418	(1,492,209) 1,535,693	(323,675) 369,356	(44,641,609) 67,449,581
(66,901) 66,901	(102,759) 117,372	(1,493,849) 1,536,526	(309,875) 347,241	(43,825,872) 65,897,884
36	344	41,184	10,614	12,308
36	344	41,881	10,956	12,350
36	346	42,049	11,022	12,411
		20		
		20		
		20		
113,777 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	42 (40,708)	11,866 (162,000)
113,777 (1,875,935)	32 (8,310)	20 (122)	38 (40,736)	12,031 (162,000)
113,777 (1,875,935)	31 (8,310)	20 (122)	36 (40,736)	11,857 (162,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	5	122,084	18,734 千㎡
	6	122,356	18,831
	7	122,375	18,882
木 造	5	86,524	10,025
	6	86,555	10,049
	7	86,395	10,049
非 木 造	5	35,560	8,709
	6	35,801	8,782
	7	35,980	8,833

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	5	216,410,824 千円
	6	213,134,716
	7	223,138,869
構 築 物	5	38,803,831
	6	38,777,525
	7	46,481,507
機 械 及 び 装 置	5	82,578,587
	6	80,149,973
	7	80,475,040
船 舶	5	2,086
	6	11,725
	7	8,557
航 空 機	5	143,216
	6	87,716
	7	54,847
車 両 及 び 運 搬 具	5	1,045,196
	6	1,247,518
	7	1,336,457
工 具 器 具 及 び 備 品	5	26,315,423
	6	27,185,494
	7	29,051,514
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	5	67,522,485
	6	65,674,765
	7	65,730,947

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格
551,122,989 千円	29,418 円
550,490,357	29,233
562,966,879	29,815
185,462,709	18,500
187,045,584	18,169
191,764,286	19,082
365,660,280	41,987
363,444,773	41,385
371,202,593	42,023

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
213,460,294 千円	1,015,999 千円	145,208,164 千円
210,044,179	1,064,704	143,680,913
220,013,373	1,223,188	153,340,200
38,425,040	137,197	38,287,843
38,244,415	161,586	38,082,829
45,977,917	159,498	45,818,419
80,325,171	877,619	79,447,552
78,145,270	827,497	77,317,773
78,438,859	918,623	77,520,236
2,086	0	2,086
11,725	0	11,725
8,557	0	8,557
143,216	0	143,216
87,716	0	87,716
54,847	0	54,847
1,045,158	19	1,045,139
1,105,329	71,094	1,034,235
1,075,777	130,340	945,437
26,283,492	1,164	26,282,328
27,151,162	4,527	27,146,635
29,007,431	14,727	28,992,704
67,236,131	—	—
65,298,562	—	—
65,449,985	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分			令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	728	722	619
		床 面 積(m ²)	82,960	79,029	66,015
		決定価格(千円)	5,122,766	5,791,562	4,846,123
	その他	棟 数 (棟)	77	70	61
		床 面 積(m ²)	8,716	10,480	7,871
		決定価格(千円)	507,808	686,330	518,048
木造以外の家屋		棟 数 (棟)	348	363	285
		床 面 積(m ²)	73,698	76,383	62,857
		決定価格(千円)	7,196,756	8,212,755	8,039,232
合 計		棟 数 (棟)	1,153	1,155	965
		床 面 積(m ²)	165,374	165,892	136,743
		決定価格(千円)	12,827,330	14,690,647	13,403,403

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分			令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	748	697	753
		床 面 積(m ²)	56,142	53,142	58,450
		決定価格(千円)	540,573	524,573	561,268
	その他	棟 数 (棟)	660	337	346
		床 面 積(m ²)	25,156	16,648	16,512
		決定価格(千円)	133,637	107,450	89,528
木造以外の家屋		棟 数 (棟)	338	226	254
		床 面 積(m ²)	68,989	27,125	40,075
		決定価格(千円)	1,835,250	543,322	991,479
合 計		棟 数 (棟)	1,746	1,260	1,353
		床 面 積(m ²)	150,287	96,915	115,037
		決定価格(千円)	2,509,460	1,175,345	1,642,275

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
消 費 本 数	246,392 千本	249,178 千本	246,700 千本
調 定 額	1,614,364 千円	1,632,615 千円	1,616,381 千円

2 入湯税

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
課 税 人 員	687,567 人	761,555 人	770,899 人
調 定 額	90,224 千円	98,136 千円	99,267 千円

3 都市計画税

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
課 標 準 税 額	土 地	432,690,406 千円	437,849,725 千円	440,429,110 千円
	家 屋	433,324,707 千円	432,503,379 千円	443,821,919 千円
	計	866,015,113 千円	870,353,104 千円	884,251,029 千円
調 定 額		1,723,480 千円	1,730,935 千円	1,758,536 千円
納 税 義 務 者 数		61,113 人	61,138 人	60,946 人

備考 7年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
調 定 額	4,568,551 千円	4,573,210 千円	4,677,586 千円
	30,011 世帯	29,505 世帯	28,800世帯
	7割軽減対象世帯数 8,600 世帯	7割軽減対象世帯数 8,412 世帯	7割軽減対象世帯数 7,995 世帯
	5割軽減対象世帯数 4,310 世帯	5割軽減対象世帯数 4,161 世帯	5割軽減対象世帯数 3,914 世帯
	2割軽減対象世帯数 3,133 世帯	2割軽減対象世帯数 3,026 世帯	2割軽減対象世帯数 2,850 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 官公署 ⁽²⁾	課税免除 減免等 ⁽³⁾	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
			一 般	官 公 署	計 ⁽¹⁾				
総 数		5 6 7	104,919 105,784 106,311	482 487 486	105,401 106,271 106,797	482 487 486	1,749 1,753 1,733	103,170 104,031 104,578	792,262 814,517 834,577
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	5 6 7	7,347 7,044 6,814	38 38 38	7,385 7,082 6,852	38 38 38	45 50 41	7,302 6,994 6,773	14,604 13,988 13,546
		5 6 7	18 43 43	0 0 0	18 43 43	0 0 0	0 0 0	18 43 43	36 86 86
		5 6 7	780 775 752	5 4 4	785 779 756	5 4 4	7 8 8	773 767 744	1,546 1,534 1,488
	90cc超 125cc以下	5 6 7	1,828 1,976 2,017	23 23 23	1,851 1,999 2,040	23 23 23	8 9 6	1,820 1,967 2,011	4,368 4,721 4,826
		5 6 7	155 163 160	1 1 1	156 164 161	1 1 1	1 1 1	154 162 159	570 599 588
		5 6 7	3,542 3,576 3,636	10 10 9	3,552 3,586 3,645	10 10 9	1 1 1	3,541 3,575 3,635	12,748 12,870 13,086
	三 輪 車	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	三 輪 車 (新税率)	5 6 7	3 3 3	0 0 0	3 3 3	0 0 0	0 0 0	3 3 3	14 14 14
軽 自 動 車	三 輪 車 (重課税率)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	三 輪 車 (75%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	三 輪 車 (50%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	三 輪 車 (25%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	乗 用 車	5 6 7	3 5 2	0 0 0	3 5 2	0 0 0	0 0 0	3 5 2	17 28 11
		5 6 7	18,531 15,526 12,197	29 19 9	18,560 15,545 12,206	29 19 9	452 371 287	18,079 15,155 11,910	130,169 109,116 85,752
		5 6 7	153 107 91	0 0 0	153 107 91	0 0 0	0 0 2	153 107 89	459 321 267
	貨 物 用 車	5 6 7	4,340 3,378 2,415	71 66 55	4,411 3,444 2,470	71 66 55	62 45 27	4,278 3,333 2,388	17,112 13,332 9,552
		5 6 7	5 7 8	0 0 0	5 7 8	0 0 0	1 1 1	4 6 7	28 41 48
		5 6 7	27,135 30,530 33,681	40 45 69	27,175 30,575 33,750	40 45 69	568 637 680	26,567 29,893 33,001	286,924 322,844 356,411
	貨 物 用 車	5 6 7	324 349 392	0 0 0	324 349 392	0 0 0	2 2 0	322 347 392	1,224 1,319 1,490
		5 6 7	7,873 8,741 9,542	101 103 108	7,974 8,844 9,650	101 103 107	61 69 74	7,812 8,672 9,469	39,060 43,360 47,345

備考 7月1日現在の現年課税分

区 分				年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額	
					一 般	官 公 署	計 (1)					
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	四輪	乗用	営業用 (重課税率)	5 6 7	5 台 8 18	0 台 0 0	5 台 8 18	0 台 0 0	0 台 0 0	5 台 8 18	41 千円 66 148	
			自家用 (重課税率)	5 6 7	15,280 15,727 16,375	37 39 43	15,317 15,766 16,418	37 39 43	426 442 483	14,854 15,285 15,892	191,617 197,177 205,007	
			営業用 (重課税率)	5 6 7	148 177 178	0 0 0	148 177 178	0 0 0	3 3 2	145 174 176	653 783 792	
		自家用 (重課税率)	5 6 7	9,537 9,629 9,820	89 79 79	9,626 9,708 9,899	89 79 80	105 109 116	9,432 9,520 9,703	56,592 57,120 58,218		
		乗用	営業用 (75%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
			自家用 (75%軽課)	5 6 7	119 98 40	0 21 7	119 119 47	0 21 7	2 1 0	117 97 40	316 262 108	
			営業用 (75%軽課)	5 6 7	0 0 1	0 0 0	0 0 1	0 0 0	0 0 0	0 0 1	0 0 1	
		自家用 (75%軽課)	5 6 7	3 4 23	0 0 1	3 4 24	0 0 1	0 0 0	3 4 23	4 5 30		
		乗用	営業用 (50%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
			自家用 (50%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
			営業用 (50%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
		自家用 (50%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
	乗用	営業用 (25%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
		自家用 (25%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
		営業用 (25%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
	自家用 (25%軽課)	5 6 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0			
	雪 上 用		5 6 7	2 2 2	0 0 0	2 2 2	0 0 0	0 0 0	2 2 2	7 7 7		
	農 耕 用		5 6 7	3,491 3,499 3,548	3 3 3	3,494 3,502 3,551	3 3 3	1 1 1	3,490 3,498 3,547	8,376 8,395 8,513		
	小型特殊 (その他)		5 6 7	535 553 575	13 14 14	548 567 589	13 14 14	1 0 0	534 553 575	3,151 3,263 3,393		
	二輪小型 (250cc超)		5 6 7	3,780 3,889 3,978	22 22 23	3,802 3,911 4,001	22 22 23	3 3 3	3,777 3,886 3,975	22,662 23,316 23,850		

(2) 環境性能割

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
環 境 性 能 割	57,991 千円	57,882 千円	66,517 千円

6 利子割交付金

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
長 野 県 全 体	106,163 千円	85,452 千円	117,848 千円
松 本 市	14,042 千円	11,289 千円	15,531 千円

7 配当割交付金

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
長 野 県 全 体	1,282,199 千円	1,565,824 千円	2,119,587 千円
松 本 市	169,545 千円	206,884 千円	279,282 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
長 野 県 全 体	925,884 千円	1,558,968 千円	2,825,226 千円
松 本 市	122,371 千円	205,959 千円	372,044 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
交 付 金	30,772 千円	30,641 千円	30,457 千円

10 口座振替納付の状況調(令和6年度振替済分)

税目	合計	口座振替合計	全調定に対する割合
市県民税 (普通徴収)	件数	24,907 件	24.3 %
	税額	1,729,922 千円	39.1 %
固定資産税 都市計画税	件数	162,053 件	43.3 %
	税額	9,381,286 千円	51.0 %
軽自動車税 (全期)	件数	18,470 件	18.0 %
	税額	123,769 千円	16.0 %

税目	期別	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	件数	6,805 件	5,938 件	6,040 件	6,124 件
	税額	559,274 千円	383,829 千円	382,182 千円	404,637 千円
固定資産税 都市計画税	件数	47,547 件	38,619 件	37,962 件	37,925 件
	税額	3,414,730 千円	2,002,861 千円	1,980,619 千円	1,983,076 千円
軽自動車税 (全期)	件数	18,470 件			
	税額	123,769 千円			

税目	合計	口座振替合計	全調定に対する割合
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	85,785 件	46.3 %
	税額	2,008,013 千円	51.7 %

税目	期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	9,859 件	9,839	9,863	9,438	9,413	9,420	9,346	9,355	9,252
	税額	227,662 千円	225,944	226,703	220,608	220,504	220,720	221,248	222,245	222,379

11 市税の徴収に要する経費

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
税 収 入 額	1 市 税	37,521,099 千円	38,317,551 千円	38,157,577 千円
	2 個 人 県 民 税	9,369,689	9,749,727	9,265,403
	3 計	46,890,788	48,067,278	47,422,980
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	309,251	301,128	338,580
	5 諸 手 当	198,717	194,141	230,893
	(1) 超 過 勤 務 手 当	22,139	26,307	33,730
	(2) 税 務 特 別 手 当	0	1	0
	(3) そ の 他 の 手 当	176,578	167,833	197,163
	6 そ の 他	151,705	153,408	162,788
	7 小 計	659,673	648,677	732,261
	8 旅 費	1,087	1,306	1,159
	9 賃 金	-	-	-
	10 そ の 他	322,151	172,187	293,537
	11 小 計	323,238	173,493	294,696
	12 前納報奨金・その他	20	20	18
	13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	20	20	18
	そ の 他	153,686	202,673	145,398
	17 合 計	1,183,629	1,146,275	1,172,373
県 民 税 徴収取扱費	18 納税義務者数等による金額	370,553	375,523	380,382
	19 報奨金の額に相当する金額	0	0	0
	20 合 計	370,553	375,523	380,382
21 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-20)		813,076	770,752	791,991
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.5 円	2.4 円	2.5 円
市 税 に 係 る 徴 税 経 費 (百円当たり)		2.2 円	2.0 円	2.1 円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和7年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税 ・ 公 課 に 関 す る 証 明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳) の 閲 覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳) の 交 付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土 地 ・ 家 屋 に 関 す る 証 明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 1「租税・公課に関する証明」中の「所得及び課税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

2「固定資産課税台帳(名寄帳)の交付」「土地・家屋に関する証明」は、令和7年10月14日から加算を廃止

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所 得 及 び 課 税 額 証 明	営 業 証 明 (法 人)	納 税 証 明 (一 般)	納 税 証 明 (車 検 用)	資 産 に 関 す る 証 明 (土 地 ・ 家 屋 等)	資 産 に 関 す る 証 明 (加 算 分)	登 記 用 通 知	合 計
4	31,164 (6,363)	309	10,807	7,911	8,780 (341)	10,314 (704)	11,086	80,371
5	26,600 (5,656)	304	10,609	2,214	9,395 (266)	11,239 (639)	11,372	71,733
6	26,939 (5,493)	301	8,277	1,505	7,393 (252)	10,245 (267)	10,483	65,143

備考 「所得及び課税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
土地図面の閲覧及び複写交付	608	627	421

税目	年度		令和5年度		
	区分				
収入より 控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
	給与所得控除	最低	550,000円		
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)		
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除 (限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)	
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円	
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円	
		各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円			
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
		特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)		
		配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)		
		配偶者特別	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円		
	基礎	430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)			
市民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}		
	法人税率	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
			(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
			(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
	(9) 50億円超		50人以下	410,000円	
	(10) 50億円超	50人超	3,000,000円		
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私募証券投資信託に係るものを除く		
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……………(寄附金－2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[(35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)) －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)				

年度		令和5年度																				
税目	区分																					
固定資産税	税率	1.4 %																				
	免税点	土地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円																				
	その他		評価負担水準				課税標準額算出方法					評価負担水準		負担率								
		商業地	70%超					評価額の70%まで引下げ				農地	90%以上	1.025								
			60%以上～70%以下					前年度課税標準額据え置き					80%～90%	1.05								
			60%未満					前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%					70%～80%	1.075								
		住宅地	20%未満					上記②の額が＜A＞×20%を下回る場合は ＜A＞×20%					70% 未満	1.10								
			評価負担水準				課税標準額算出方法															
		住宅地	100%以上					本則課税となり引下げ														
			20%以上100%未満					①本来の課税標準額＜A＞ ②前年度課税標準額＋＜A＞×5% ①②のいずれか低い額														
20%未満							上記②の額が＜A＞×20%を下回る場合は ＜A＞×20%															
＜ A ＞・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率																						
1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6										*負担水準＝ $\frac{\text{令和4年度課税標準額}}{\text{令和5年度評価額} \times \text{特例}}$												
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3																						
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3																						
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率																						
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額																						
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。																						
軽自動車税	税率	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)										(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)									
			原付	50cc以下	2,000				三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥							
				50cc超90cc以下	2,000				四輪 自家用	3,100	3,900	4,600	1,000	特例対象外								
				90cc超125cc以下	2,400				乗用 営業用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外								
				ミニカー	3,700				貨物 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200							
				小型 農耕作業用	2,400				四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外								
			特殊 その他	5,900				貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外									
			二輪の軽自動車・雪上車	3,600				①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車														
			二輪の小型自動車	6,000				②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車														
													③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車									
										④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減												
										⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減												
										⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減												
										※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)												
										※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。												
環境性能割		燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%																				
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 $\frac{6,522円}{1,000本}$																				
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																				
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																				
都市計画税	税率	0.2%																				
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																				
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																				
国民健康保険税		区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																
		医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000円																
		支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	200,000円																
		介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円																

税目	年度		令和6年度		
	区分				
市 控 除	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
		給与所得控除	最低	550,000円	
			最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
	所得控除	雑 損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医 療 費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
			社 会 保 険 料	支払った金額の全額	
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
	各保険料控除全体での控除適用限度額		(新・旧契約ともに)70,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円				
民 税 率	個 人 所 得 割	330,000円(16歳以上)			
		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)			
	養 護	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)			
		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)			
	配 偶 者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配 偶 者 特 別 基 礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円				
税 率	均 等 割	430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)			
		前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	税 割	3,000円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}			
		・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から			
	法 人 均 等 割	資本金等の額	従業員数		
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下		50人超	1,750,000円		
(9) 50億円超		50人以下	410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配 当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託等に係るものを除く		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
	寄 附 金 控 除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%			
申 告 特 例 控 除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所 得 割 課 税 の 調 整 措 置	[35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)] －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)				
外 国 税 額 控 除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非 課 税 限 度 額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)				

税目	年度		令和6年度									
	区分											
固定資産税	税率	1.4 %										
	免税点	土地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円										
	その他	商業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準		負担率		
			商	70%超	評価額の70%まで引下げ			90%以上	1.025			
				60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き							
				60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%							
			業地					80%～90%	1.05			
								70%～80%	1.075			
						70% 未満	1.10					
		住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法							
住			100%以上	本則課税となり引下げ								
			宅	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
		20%未満		上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率												
1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6							令和5年度課税標準額					
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3							令和6年度評価額×特例					
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3												
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率												
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額												
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。												
軽自動車税	税率	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)							
			原付	特定小型	2,000	三輪のもの ① 3,100 ② 3,900 ③ 4,600 ④ 1,000 ⑤ 特例対象外 ⑥						
				50cc以下	2,000	四輪 乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外
				50cc超90cc以下	2,000		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500 5,200
				90cc超125cc以下	2,400	四輪 貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外
				ミニカー	3,700		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外
			小型 農耕作業用	2,400	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車							
			特殊 その他	5,900	②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車							
			二輪の軽自動車・雪上車	3,600	③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車							
			二輪の小型自動車	6,000	④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減							
環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%							⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減				
								⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減				
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		6,552円 1,000本								
	その他	返還に係る製造たばこについても同様										
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円										
都市計画税	税率	0.2%										
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの										
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。										
国民健康保険税		区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
		医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000						
		支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	240,000						
		介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000						

税目	年度		令和7年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者		完全給与額	
	白色専従者		最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円	
	給与所得控除	最低	550,000円	
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
所得控除	雑損		総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額	
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料		支払った金額の全額	
	小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金	
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額
			(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
			(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円
	各保険料控除全体での控除適用限度額		(新・旧契約ともに)70,000円	
	地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円	
	障・寡・ひ・勤		障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円	
	扶養	一般扶養		330,000円(16歳以上)
		特定・老人扶養		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)
		同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属かつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)
	配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)	
配偶者特別		納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円		
基礎		430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)		
税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除	
			1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額	
			2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
	均等割		3,000円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}	
	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から	
		均等割	資本金等の額 従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下 50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超 120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下 130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超 150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下 160,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人超 400,000円
			(7) 10億円超50億円以下	50人以下 410,000円
			(8) 10億円超50億円以下	50人超 1,750,000円
(9) 50億円超			50人以下 410,000円	
(10) 50億円超	50人超 3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% ※私募証券投資信託等に係るものを除く 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%		
住宅借入金等特別税額控除		(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
寄附金控除		都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%		
申告特例控除		特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用		
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除		配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5		
所得割課税の調整措置		[{35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)}－(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)		
外国税額控除		所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)		
非課税限度額		1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)		

年度		令和7年度											
税目	区分												
固定資産税	税率	1.4 %											
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円							
	その他	商業地		評価負担水準	課税標準額算出方法		農地		評価負担水準	負担率			
				70%超	評価額の70%まで引下げ			90%以上	1.025				
				60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き								
				60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%								
			住宅地		評価負担水準	課税標準額算出方法		20%以上100%未満	1.05 1.075 1.10				
				100%以上	本則課税となり引下げ								
		20%以上100%未満		①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額									
		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%										
< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率													
1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。													
*負担水準＝ $\frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額}\times\text{特例}}$													
軽自動車税	税率	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)								
			原付	特定小型	2,000	三輪のもの		①	②	③	④	⑤	⑥
				50cc以下	2,000	四輪 乗用	①	②	③	④	⑤	⑥	
	50cc超90cc以下	2,000		乗用 営業用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外				
90cc超125cc以下	2,400	四輪 貨物		5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200				
ミニカー	3,700	乗用 営業用		4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外					
小型 農耕作業用	2,400	乗用 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外						
特殊 その他	5,900	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減 ⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減 ※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。 また、三輪のものは、乗用営業用に限る。											
二輪の軽自動車・雪上車	3,600												
二輪の小型自動車	6,000												
環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%												
市たばこ税	税率	$\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}}$											
	その他	紙巻たばこ等											
入湯税	返還に係る製造たばこについても同様												
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円												
都市計画税	税率	0.2%											
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの											
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。											
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額								
	医療分	8.1%	21,700円	18,800円	660,000円								
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	260,000円								
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円								

市 税 概 要

令和7年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000